

○盛岡・紫波地区環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則

令和2年10月28日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、盛岡・紫波地区環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（令和2年盛岡・紫波地区環境施設組合条例第5号。第3条において「勤務時間等条例」という。）第5条の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇（次条及び第6条において「勤務時間等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等)

第2条 職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の規定により採用された職員（この条及び第4条において「会計年度任用職員」という。）を除く。）の勤務時間等は、別に定めがあるものを除き、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成7年矢巾町規則第3号。第4条において「矢巾町勤務時間等規則」という。）の適用を受ける職員の例による。この場合において、同規則中「任命権者」又は「町長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

2 会計年度任用職員の勤務時間等については、別に定めがあるものを除き、矢巾町会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和2年矢巾町規則第2号。次条及び第4条において「矢巾町会計年度勤務時間等規則」という。）の適用を受ける職員の例による。この場合において、同規則中「任命権者」又は「町長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

(時季を定めることにより与える年次休暇)

第3条 管理者は、勤務時間等条例第2条の規定によりその例によることとされる職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年矢巾町条例第6号）第12条第1項及び第2項又は矢巾町会計年度勤務時間等規則第13条第1項及び第5項の規定による年次休暇（これらの規定により管理者が定める年次休暇日数が10日以上である職員に係るものに限る。以下この条において同じ。）の日数のうち5日については、年次休暇を与えた日から1年以内の期間に、職員ごとにその時季を定めることにより与えなければならない。ただし、管理者が同条第3項の規定により当該職員に年次休暇を与えた場合においては、当該年次休暇の日数（1日を単位としないうち5日を除く。当該日数が5日を超える場合には5日とする。）分については、時季を定めることにより与えることを要しない。

(特別休暇)

第4条 職員（会計年度任用職員を除く。）の特別休暇の事由及び期間は、次に掲げるもののほか、矢巾町勤務時間等規則第9条の適用を受ける職員の例による。

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に定める感染症による交通制限、予防措置を含む就業制限又は治療等により勤務が不可能若しくは出勤停止となった場合 必要と認められる期間

(2) その他管理者が必要と認めた場合 必要と認められる期間

2 会計年度任用職員の特別休暇の事由及び期間は、前項第1号及び第2号に掲げるもののほか、矢巾町会計年度勤務時間等規則第14条の適用を受ける職員の例による。この場合において、前

項第 1 号の場合は有給の特別休暇とし、第 2 号の場合は無給の特別休暇とする。

(組合休暇)

第 5 条 組合休暇は、組合休暇に関する規則（昭和44年矢巾町規則第 1 号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、条例中「任命権者」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

(補則)

第 6 条 この規則に規定するもののほか、職員の勤務時間等について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年10月28日から施行する。

(盛岡・紫波地区環境施設組合職員の勤務条件に関する規則の廃止)

2 盛岡・紫波地区環境施設組合職員の勤務条件に関する規則（令和元年盛岡・紫波地区環境施設組合規則第 3 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日において、改正前の盛岡・紫波地区環境施設組合職員の勤務条件に関する規則（令和元年盛岡・紫波地区環境施設組合規則第 3 号）の規定によりなされた行為は、この規則の相当規定に基づきなされたものとみなす。